

# 平成 22 年度 環境省重点施策

平成 21 年 8 月  
環 境 省



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



## 平成 22 年度環境省重点施策

### ～ 緑の経済と社会の変革に向けて ～

#### < はじめに >

現在、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が「地球温暖化は疑う余地がない」と断定しているように、地球温暖化問題については待ったなしの状況にあります。

また、世界の人口が大幅に増加することや途上国の経済発展、社会の変化等により、資源枯渇が生じることが懸念されています。

さらに、来年は生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されます。生物多様性の危機が叫ばれる中、世界的にも注目されているこの会議を契機に、生物多様性に関する取組を国内外で強化していく必要があります。

地球温暖化問題をはじめとするこれらの地球規模の環境問題を解決するため、経済・社会全体の在り方も含めた変革に向けて取組を始めることは、我々現在を生きる者の責務といえるでしょう。

一方、サブプライムローン問題に端を発する世界同時不況から脱するための取組は、まさにこれから正念場を迎えます。このため、新たな持続的な需要と雇用を確保することが求められています。国の内外で短期的にも長期的にも潜在的な需要が見込まれる環境関連の事業は、まさに持続的な需要と雇用が見込まれる分野と言えるでしょう。しかも、いち早い取組を行うことにより、将来必要になるはずだった莫大な対策費用を防ぐことにもつながります。

このような状況を踏まえ、環境政策を行うことを経済発展への制約ととらえることから脱却し、むしろ、思い切った環境政策を行うことで、経済発展を牽引する必要があります。

そのため、本年 4 月に環境大臣は「緑の経済と社会の変革」を策定・公表しました。

平成 22 年度は、「低炭素社会の実現」「生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現」「循環型社会づくり」「安全・安心な社会づくりに向けた環境保全の取組」により、「緑の経済と社会の変革」に向けた本格的な第一歩を踏み出すための施策を積極的に実行していきます。

# 平成 22 年度環境省重点施策〔目次〕

・平成 22 年度環境省概算要求・要望の概要	1
一 低炭素革命の実現に向けて	2
1. 中長期目標の達成も視野に入れた経済と社会の変革	2
(1) 「緑の経済と社会の変革」を実現するための仕組みづくり	2
(2) 「緑の消費」「緑の投資」への変革	3
(3) 「緑の経済と社会の変革」を支える人づくりとまちづくり・地域づくり	4
2. 現地の環境管理能力を育て持続可能な開発を実現する、アジアなどへの戦略的な国際協力	5
二 生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現に向けて	6
1. COP10の成果につながる施策の展開	6
2. 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現	7
3. 人といきものが共生する自然保護管理等の実現	7
三 循環型社会づくりに向けて	8
1. 循環産業の育成等を通じた3Rの戦略的高度化	8
2. 地域循環圏の形成やアジアにおける適切な循環の確保	8
3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進	9
四 安全・安心な社会づくりに向けた環境保全の取組	10
1. 新しい課題を踏まえた国民の安全・安心の基盤となる環境管理	10
(1) 越境汚染も視野に入れた国内・国際一体的な公害対策の推進	10
(2) 多様な評価手法等を通じた新たな水環境保全施策等の展開	11
(3) 単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進	11
(4) 土壌環境対策等の強化	11
2. 「子どもの健康と環境」を始めとした化学物質対策	12
3. 水俣病を始めとする公害健康被害者対策等	12
・平成 22 年度環境省税制改正要望の概要	13

# 平成22年度環境省概算要求・要望の概要

平成22年度概算要求・要望額

一般会計(非公共+公共)+特別会計 2,608億円

(対前年度 390億円増 17.6%増)

## [一般会計]

	平成21年度 当初予算額	平成22年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	%
(非公共)			
一般政策経費等	956	1,135	118.7
エネルギー特会繰入 <sup>1</sup>	365	420	115.1
計	1,321	1,555	117.7
(公共)			
廃棄物	732	887	121.3
自然公園	110	134	121.3
計	842	1,021	121.3
合計	2,163	2,576	119.1

## [特別会計]

	平成21年度 当初予算額	平成22年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	%
エネルギー特会	420	452 <sup>2</sup>	107.6

## 合計

	平成21年度 当初予算額	平成22年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	%
一般会計+特別会計 (除:エネルギー特会繰入)	2,218	2,608	117.6

1 エネルギー特会:エネルギー対策特別会計

2 エネルギー特会の平成22年度要求・要望額452億円は、一般会計の繰入額(420億円)と剰余金等(32億円)を加えた額である。

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 一 低炭素革命の実現に向けて

地球規模の環境問題を解決し、経済・社会が未来に向けてより豊かなものになっていくようにするためには、あるべき姿を見据えた、経済・社会のあり方全体に及ぶ変革が必要である。より多くの人や企業、団体などが、自然にそのための取組に参加できるような基盤づくりをはじめ、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の各側面を併せ持ち、持続的に発展する社会に向けた低炭素革命を進める。

### 1. 中長期目標の達成も視野に入れた経済と社会の変革

現在の環境問題を解決するためには、我が国として中長期の視点を持ち、経済・社会全体を視野に入れ、将来の姿を見定めた取組が不可欠である。

特に、地球温暖化に関しては、公平かつ実効ある国際枠組みづくりを進めつつ、2020年に2005年比15%削減するとの中期目標を確実に達成するための取組を進める。長期的には、イタリア・ラクイラでのG8サミットの合意を踏まえ、世界全体の平均気温の上昇が2℃を越えないようにすべきとする科学的知見に基づき、2050年における80%削減も視野に入れた取組が必要である。また、平成22年度は、京都議定書の第一約束期間の中間年に当たる。環境立国としての日本の位置づけを高めるためにも、6%削減約束を確実に達成することを示す必要がある。

さらに、我が国経済の危機を打開し、将来の環境政策や社会経済のあり方を模索する上での国際的なリーダーシップを発揮することにより、国際競争力を確保しつつ持続的に経済発展するためにも、いち早く大胆な環境政策を進めていく。

#### (1) 「緑の経済と社会の変革」を実現するための仕組みづくり

##### 税制のグリーン化や国内排出量取引制度等、経済的手法等の仕組みの活用

より多くの主体に環境に配慮した行動を行ってもらうことにより経済・社会を変革していくには、経済・社会の中に環境保全の視点を組み込むような仕組みをつくることが重要である。このため、環境税を含む税制のグリーン化や国内排出量取引制度、カーボン・オフセット制度、さらには環境に配慮した消費活動にインセンティブを付与する制度など、経済的手法の活用をさらに進めていく。また、排出抑制等指針の新たな分野における策定等、地球温暖化対策推進法の実効性を高めていく。

( )内は平成21年度当初予算。以下同じ。

【主な予算措置】	百万円
・国内排出量取引推進事業	2,800( 2,500)
・カーボン・オフセット推進事業	250( 146)
・(新)グリーン・ニューディール促進のためのオフセット・クレジット制度活用推進事業	200( 0)
・環境政策における環境税を含む税制のグリーン化検討経費	29( 17)
・温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	290( 160)

## 環境と経済の好循環を目指す政策の検討調査や環境情報の整備

将来を見据えた技術やサービスの開発や市場参入など、様々な主体が「緑の経済と社会の変革」に参加することを促すため、環境保全が経済成長や社会の発展につながるという社会・経済のあり方・将来像を明らかにしていく。また、そのような戦略を考えていく基盤とするためにも、地球温暖化に関する正確なデータの収集や地球規模のネットワークの構築及び維持への貢献を行う。

【主な予算措置】	百万円
・世界に貢献する環境経済の政策研究	450( 400)
・(新)グリーン・ニューディール等国際環境政策動向分析費	32( 0)
・温室効果ガス排出・吸収目録関連業務	152( 93)
・目標達成計画に関するP D C A実施費	99( 69)
・(新)家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務	86( 0)
・低炭素社会国際研究ネットワーク事業	187( 118)
・低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	203( 150)
・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	185( 134)
・気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	83( 13)
・気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	454( 237)
・(新)衛星による地球環境監視推進費	52( 0)
・環境研究総合推進費	5,420( 5,115)
( 環境研究・技術開発推進費と地球環境研究総合推進費を統合)	

## (2) 「緑の消費」「緑の投資」への変革

省エネ家電、省エネ住宅、エコカーなどの普及やフロン等対策等をはじめ、原材料の生産段階から消費や廃棄等の段階まで環境に配慮して消費や投資を行うことを促進する取組を進める。このため、製品や企業活動に関するわかりやすく正確な情報提供を促進し、必要に応じて検証も行う。また、企業や国民が環境保全に役立つ設備に投資するなど、環境に配慮した行動を行うことを助けるような金融の働きを促進する。

さらに、我が国の環境技術の強みを活かし将来にわたって国際競争力を保つためにも、長期的視点も持ちつつ、再生可能エネルギーや、電気自動車等の大量導入に向けた実証研究をはじめとした低炭素技術の研究開発及び普及を進める。

【主な予算措置】	百万円
・サプライチェーンにおける排出量算定事業費	31( 0)
・環境表示の信頼性確保のための検証事業費	300( 300)
・環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業	46( 23)
・環境金融普及促進事業	196( 22)

・(新)再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費	30( 0)
・フロン等対策推進調査費	156( 113)
・低公害車普及事業	170( 147)
・(新)地域産学官連携環境先端技術普及モデル策定事業	351( 0)
・エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業	850( 370)
・環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	400( 236)
・エコ燃料実用化地域システム実証事業費	2,800( 1,710)
・(新)温泉施設における温暖化対策事業	90( 0)
・(新)航空機バイオ燃料導入推進事業	30( 0)
・(新)洋上風力発電実証事業	100( 0)
・地球温暖化対策技術開発等事業	3,852( 3,805)

### (3)「緑の経済と社会の変革」を支える人づくりとまちづくり・地域づくり

社会的なインフラ整備や地域の自立的な環境保全事業の確立には時間がかかり、その影響も長期にわたることから、中長期的視点を持って、環境保全型のまちづくり・地域づくりを進める。その際、小水力発電やバイオ燃料をはじめとした再生可能エネルギーの利活用など、地域の資源や人材等の特性を活かした地域独自の取組を促進する。

また、環境教育をはじめとした地域的、全国的な社会変革を支える人づくりや人材活用の取組を進める。

さらに、環境に配慮したまちづくり・地域づくりの基盤となる各種事業における環境配慮を深化するため、環境影響評価制度等の点検・見直し、環境影響評価に関するデータベースや審査体制の充実を進める。

【主な予算措置】	百万円
・(新)地方公共団体実行計画実施推進事業費	117( 0)
・(新)市民参画型小水力発電推進事業	400( 0)
・低炭素地域づくり面的対策推進事業	2,390( 990)
・クールシティ推進事業	223( 187)
・国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業	268( 155)
・環境影響評価技術調査費	70( 49)
・(新)火力発電所リプレイス促進モデル事業等	69( 0)
・廃棄物処理施設の基幹的設備改良支援(循環型社会形成推進交付金(公共)の内数)	



## 2. 現地の環境管理能力を育て持続可能な開発を実現する、アジアなどへの戦略的な国際協力

アジア地域等においては、経済発展に伴う環境汚染物質の排出など、環境への負荷の増加が、当該地域の社会に深刻な影響をもたらしている。また、越境して我が国の大気・海洋環境への影響も及ぼしている。さらに、温室効果ガスの排出増大が地球温暖化の重要な原因ともなっている。

このような課題を克服し、アジア、そして世界各国において環境と経済がともに向上・発展するような経済・社会をつくるための取り組みへの支援を、日本の得意とする分野を中心に戦略的に進める。

具体的には、喫緊の課題である環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に達成するコベネフィット・アプローチや過去の公害克服の経験を活かした都市環境対策、低炭素社会づくりのための制度づくり、水環境の改善及び持続可能な森林経営などに関する国際協力を進める。

その際には、技術協力のみならず、人材育成や制度輸出を含め、統合的かつ継続的な協力で現地の環境力を高める取組に力を入れる。

【主な予算措置】	百万円
・(新)アジア・コベネフィット・フォーラム構築事業	106( 0)
・(新)国連大学拠出金(コベネフィット型都市開発情報整備費)	100( 0)
・(新)中国における大気汚染対策協力事業	19( 0)
・(新)アジア3R事業化・制度化モデル事業推進費	135( 0)
・(新)持続可能な資源利用に関するアジア太平洋地域共同研究拠出金	100( 0)
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	1,718( 1,284)
・(新)国際再生可能エネルギー機関分担金	52( 0)
・(新)アジア諸国等における土壌環境保全協力推進費	20( 0)
・(新)違法伐採木材市場排除方策検討費	12( 0)
・(新)アジア太平洋地域における「環境モデル都市」・「環境モデル島」の構築支援費	90( 0)

## 二 生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現に向けて

来年 10 月に愛知県名古屋市において生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されることを踏まえ、COP10 の議長国として、地球レベルの自然共生社会の実現に向けて、科学的基盤の強化や次の目標づくりに貢献する。また、これを機に、我が国において、多くの国民や企業が参加して、国内外の生物多様性を守り、賢く利用する基盤づくりを押し進める。

### 1. COP10 の成果につながる施策の展開

来年 10 月に愛知県名古屋市で開催される COP10 において、世界の生物多様性が賢明に利用されつつ、しっかりと守られるための基盤が強化され、地球レベルの自然共生社会の実現に向けた成果が得られるように、議長国として貢献していく。

特に、2010 年以降の生物多様性目標の設定とその目標の達成に向けた取組の基盤をつくるなど、主要議題の前進に貢献する。そのため、モニタリング体制の充実・強化等、地球規模の生物多様性に関する科学的基盤の強化と政策への反映を図ることや、途上国の取組支援を推進する。このため、生物多様性日本基金（仮称）を創設する。

また、国際 SATOYAMA イニシアティブによる自然資源の持続可能な管理モデルの提唱や里海の保全、海洋生態系の保全などを推進する。そのためにも、アジア・太平洋地域をはじめとした各国と協力しつつ、生物多様性保全に関する情報の収集、分析を進める。これらにより、生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現に向けた世界的な流れを加速する。

また、COP10 及び国際生物多様性年を契機に国民的な関心を高め、民有地の保全を含め、多様な主体の参加・協力を得ながら、生物多様性の保全や身近な自然の保全を推進する。さらに、人類の遺産である世界自然遺産の登録推進や管理の充実などの取組を進める。

【主な予算措置】	百万円
・(新)生物多様性日本基金(仮称)の創設	1,000( 0)
・地球規模生物多様性モニタリング推進事業関係経費	751( 403)
・自然環境保全基礎調査費	400( 250)
・国連大学拠出金(国際 SATOYAMA イニシアティブ 構想推進事業)	150( 110)
・海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	50( 18)
・(新)国際生物多様性年関連経費	314( 0)
・(新)地方円卓会議推進事業	42( 0)
・(新)生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議関係経費	1,443( 0)
・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	123( 79)
・(新)原生的な自然環境の危機対策事業	20( 0)

・希少野生動物野生順化特別事業費	116( 90)
・(新)希少猛禽類等保護方策検討調査費	30( 0)
・(新)外来種防除促進のための実務者会合費	30( 0)
・特定外来生物防除等推進事業	349( 327)

## 2. 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

自然公園法等の改正を踏まえ、シカの食害等を受けた生態系の維持・回復を図る事業や自然豊かな海域を海域公園地区に指定することなどによる海域保全等を進める。また、国立・国定公園の指定・保全状況の総点検や、地域の関係者が協働する管理運営体制の検討を行う。さらに、必要な国立公園等の保全・整備を推進する。加えて、エコツーリズムの推進や利用計画の見直しを含め、国立公園等における自然とのふれあいを進める。

また、宮内庁から環境省に移管された旧那須御用邸用地における「那須の森（仮称）」の保全整備をはじめ、生物多様性の恵みを実感できる国立公園づくりを進める。

【主な予算措置】	百万円
・国立公園内生物多様性保全対策費	137( 55)
・国立公園等における大型獣との共生推進費	106( 51)
・海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	135( 6)
・(新)国立公園等における協働型管理運営推進事業	100( 0)
・自然公園等事業費（公共）	13,396(11,048)

## 3. 人といきものが共生する自然保護管理等の実現

鳥獣保護管理に係る人材育成や鳥インフルエンザ関連の情報収集、国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点施設整備等による環境学習促進等、人と鳥獣の共生に向けた保護管理を進める。また、平成21年に施行されたペットフード安全法の一層の普及啓発など、動物愛護管理の推進、強化を図る。

さらに、皇居外苑濠の水環境の改善など、様々な機能を持つ都市における自然の保全に取り組む。

【主な予算措置】	百万円
・鳥獣保護管理に係る人材育成事業	69( 40)
・野生鳥獣感染症対策事業費	111( 91)
・国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備	437( 8)
・動物愛護管理推進費	197( 183)
・(新)皇居外苑濠水環境改善事業（自然公園等事業費（公共）の内数）	
・(新)都市内の森林による生物多様性の確保推進事業費	40( 0)

### 三 循環型社会づくりに向けて

緑の経済と社会の変革の大きな柱の一つは循環型社会づくりである。3Rを推進し、社会全体の資源効率性を高めることが低炭素な社会づくりにも結びつく。そして、意欲と能力のある事業者を育て、地域コミュニティの力を活かすことが、まさに、環境保全の取組を通じて経済発展と雇用の確保に結びつくことになる。また、アジアとの連携強化や、安全・安心を確保する取組を進める。

#### 1. 循環産業の育成等を通じた3Rの戦略的高度化

循環資源全体の再生利用率の大幅な向上を目指した戦略を策定し、事業者連携などにより、3Rの高度化や低炭素化を支える意欲と能力のある事業者の取組を支援する。

また、一層のリユース・リデュースを推進する。そのため、リユースビジネスの一層の活性化・透明化や食品廃棄物の発生抑制等に取り組む。

さらに、自動車リサイクル制度の点検と改善、レアメタルリサイクルの在り方の検討、容器包装リサイクルの高度化や使用済家電の処理の適正化等個別制度の高度化などを進める。

##### 【主な予算措置】

	百万円
・(新)未利用循環資源の活用戦略策定事業	30( 0)
・廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業	146( 38)
・(新)産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費	44( 0)
・使用済製品等の総合的なリユース促進事業費	53( 5)
・食品リサイクル推進事業費	44( 23)
・使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	149( 100)
・(新)自動車リサイクル推進事業費	24( 0)

#### 2. 地域循環圏の形成やアジアにおける適切な循環の確保

地域における循環型社会づくりを総合的に推進するため、廃棄物処理施設・リサイクル施設の整備を推進するとともに、効果的、効率的な地域循環圏を形成する取組を支援する。また、経済的インセンティブを活用した3R促進のための調査検討や、高効率ごみ発電等の導入促進など、低炭素社会の構築にも貢献する循環型社会づくりを進める。

一方、現在では、様々な循環資源がアジア各国間で行き交っている。その循環が適切かつ安定的なものとなるよう、不適正な輸出入の防止や各国での循環型社会構築に向けた取組等をアジア諸国と協力しつつ進めていく。また、し尿処理技術の国際的な普及を図っていく。

<b>【主な予算措置】</b>	百万円
・循環型社会推進等経費	444( 200)
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く。)	54,723(38,928)
・(新)アジア3R事業化・制度化モデル事業推進費(再掲)	135( 0)
・(新)持続可能な資源利用に関するアジア太平洋地域共同研究拠出金(再掲)	100( 0)
・廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	102( 77)
・(新)国連廃棄物リサイクル会議開催経費	78( 0)

### 3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進

産業廃棄物の不適正処理をなくしていくため、廃棄物処理の適正化・合理化を進めていく。また、PCBをはじめ、過去の負の遺産の処理や不法投棄対策等を引き続き進める。さらに、ライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を進める。

<b>【主な予算措置】</b>	百万円
・産業廃棄物行政情報システム構築事業費	52( 16)
・特別管理廃棄物処理基準設定費	35( 12)
・(新)移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業	21( 0)
・衛星画像を使った不法投棄等の未然防止等対策	101( 16)
・(新)処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業	50( 0)
・廃棄物処理施設等における水銀等排出状況・長期保管方策調査	25( 8)

#### 四 安全・安心な社会づくりに向けた環境保全の取組

国民の安全と安心を確保することは政府としての基本的な役割である。特に、アジアの経済発展に伴い、国内・国際の環境問題が一体化しつつあることを踏まえた取組が重要になってきている。また、子供の健康と環境の関係の調査といった未来の世代への責任や水俣病をはじめとした我々が果たさなければならない責任をしっかりと果たしていく。

##### 1. 新しい課題を踏まえた国民の安全・安心の基盤となる環境管理

水や大気、土壌といった我々を取り巻く環境を保全し、国民の安全・安心を保つことは環境省の基本的な役割である。特に、新たな課題である微小粒子状物質（PM2.5）や漸増傾向にある光化学オキシダントをはじめ、海岸漂着物などの課題は、我が国だけでなく、アジア全体の環境問題を一体的に捉えて取り組まなければ解決しない。また、長期間の経済活動や生活の中で蓄積してきた湖沼及び内湾の底層の貧酸素化、土壌汚染などの課題や、技術の進歩に伴う課題の克服や新たな技術の活用などに取り組んでいく。

##### (1) 越境汚染も視野に入れた国内・国際一体的な公害対策の推進

PM2.5 や光化学オキシダント、揮発性有機化合物(VOC)、NO<sub>x</sub>・PM等の課題に関し、我が国内外における原因究明と対策の検討に取り組む。また、自動車排出ガス・騒音基準の国際調和等を図る。

環境行政の基盤となる環境モニタリングの信頼性向上を図る。

また、近年の環境問題の多様化等を背景とした公害防止対策を取り巻く状況の構造的な変化を踏まえ、基準の遵守の確認等効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について制度面の検討を行い、対策を推進する。

さらに、海岸漂着物処理推進法の制定を踏まえ、漂流・漂着物等に係る対策を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費	200( 121)
・有害大気汚染物質等対策推進費	298( 273)
・総量削減計画改訂調査	49( 30)
・ダイオキシン類総合対策費	180( 142)
・(新)国際共同研究によるPM・オゾン等広域大気汚染対策検討費	34( 0)
・自動車環境性能評価法国際標準化等推進費	80( 26)
・(新)大気環境常時監視リファレンスセンター（仮称）整備事業	50( 0)
・(新)海岸漂着物処理推進経費	20( 0)
・漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	257( 196)
・(新)海中ごみ等の陸上における処理システムの検討	18( 0)

## (2) 多様な評価手法等を通じた新たな水環境保全施策等の展開

水生生物保全に着目した環境基準項目の追加や、国民が実感できる環境保全上の目標づくりを行う。また、多様な化学物質に対応するリスク管理のあり方等を検討する。さらに恵み豊かな湖沼・海域環境の形成に向けて、水域と陸域を一体とらえ地域の特性を踏まえた取組を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・水生生物保全に係る環境基準策定費	78( 41)
・(新)底層DO等を用いた水質環境評価事業	200( 0)
・(新)湖沼水質保全施策枠組み再構築事業	30( 0)
・(新)海域の物質循環健全化計画策定事業	102( 0)

## (3) 単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進

費用対効果の高い汚水処理施設である浄化槽の整備を一層促進するため、単独浄化槽集中転換事業などの先進的モデル事業に対する支援（助成率1/2）を充実するとともに、市町村による浄化槽整備区域の積極的な設定を支援する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)浄化槽整備区域設定支援事業費	30( 0)
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）	20,772(14,344)

## (4) 土壌環境対策等の強化

改正土壌汚染対策法に基づく措置を確実に円滑に実施する。このため、自主的調査に係る汚染対策のあり方や微生物による土壌浄化技術の利用促進、地下水汚染の未然防止策の検討等を行う。

農薬に関し、生物多様性への影響評価手法の確立や大気経路による健康影響の評価を行う。

【主な予算措置】	百万円
・(新)土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務	20( 0)
・(新)土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の技術的能力確保・向上業務	92( 0)
・(新)微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費	20( 0)
・地下浸透による地下水汚染対策推進費	30( 11)
・農薬による生物多様性への影響評価事業	50( 10)
・(新)農薬の大気経路による影響評価事業	154( 0)

## 2. 「子どもの健康と環境」を始めとした化学物質対策

少子化対策や国民の安全・安心の観点からも、子どもの健康と環境に着目した対策を積極的に進める。また、化審法改正を受けて、すべての化学物質を視野に入れた安全性評価、管理等をさらに進めるとともに、新技術に伴うリスク対策を検討する。さらに、先進各国やアジア諸国との連携・協調を通じて、水銀条約等新たな枠組みの構築も含め、国際的な化学物質管理の取組を進める。

【主な予算措置】	百万円
・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	5,500( 193)
・既存化学物質等安全性点検・評価事業	316( 267)
・アジア・太平洋地域等における化学物質管理制度国際調和推進事業	60( 31)
・化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	531( 424)
・(新)ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業	70( 0)
・POPs（残留性有機汚染物質）監視事業費	309( 148)
・(新)水銀規制に関する条約制定対応	72( 0)

## 3. 水俣病を始めとする公害健康被害者対策等

水俣病被害者救済特別措置法等に基づく健康被害対策等の公害健康被害対策、石綿健康被害の救済と実態把握の推進、毒ガス弾等対策、局地的大気汚染の健康影響の調査等を着実に進める。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	11,471(11,471)
・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110( 110)
・有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284( 241)
・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	265( 94)
・石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業	85( 41)



# 平成 22 年度環境省税制改正要望の概要

## 1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

### （１）環境税を含む税制のグリーン化

- ア 環境税については、炭素排出に価格を付け、CO<sub>2</sub>に着目した課税とすることが効果的であるとの基本的考え方の下、これまで新税としての炭素税の創設を要望してきた。今般、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）において、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること」とされたところであり、既存エネルギー関係諸税との関係や諸外国における取組の現状等を踏まえて、さらに、総合的な検討を進め、必要な措置を講ずる。
- イ 自動車関係諸税の見直しに当たっては、課税によりCO<sub>2</sub>排出抑制に取り組む国際的な動向等を踏まえ、全体として少なくとも現行の水準を引き下げないこととするなど、低炭素化促進の観点から総合的な検討を進める。
- ウ 個別税制のグリーン化については、下記（２）以下のとおり進める。

### （２）住宅に係る省エネ改修促進税制

#### 既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置【延長】（固定資産税）

既存住宅において、一定の省エネ改修工事（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅に係る現行の省エネ基準にそれぞれ新たに適合することとなるもののうち、費用が 30 万円以上のもの。）を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120 m<sup>2</sup>相当分を限度）から 3 分の 1 を減額する措置について、その適用期限を 3 年延長する。

#### 賃貸住宅の省エネ改修促進税制【新規】（所得税、法人税、固定資産税）

賃貸住宅において、その所有者が自ら賃貸するものに一定の省エネ改修工事（窓の二重サッシ化等）を行ったものについての特別償却制度及び改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の税額から 3 分の 1 を減額する措置を創設する。

### (3) 自動車の低公害化、低燃費化の推進

#### 自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)【延長・拡充】(自動車税)

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(ハイブリッド自動車・LPG自動車含む)を購入した場合、新車新規登録の翌年度分の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車・LPG車・ディーゼル車等については自動車税を重課する措置について、次世代自動車の一部等を新たに税率軽減の対象とするなど所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

##### 【現行措置】

<軽減>

電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車(車両総重量3.5t以下は乗用車、 車両総重量3.5t超は重量車)かつ燃費基準+25%達成車	概ね50%軽減
車かつ燃費基準+20%達成車 車かつ燃費基準+15%達成車	概ね25%軽減

：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車  
重量車(NOx(又はPM))：平成17年基準値よりもNOx(又はPM)を10%以上低減させた自動車  
燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりもx%以上燃費性能を向上させた自動車  
各基準を満たすハイブリッド自動車も対象

<重課>

11年超のディーゼル車等・13年超のガソリン車・LPG車	概ね10%重課
------------------------------	---------

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車については適用対象外

#### 最新排出ガス規制適合ディーゼル車等(中古車)の取得に係る特例措置【延長】(自動車取得税)

最新の排出ガス規制等に適合するディーゼル車〔ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車、クリーンディーゼル乗用車〕(中古車)を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

##### 【現行措置】

ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車(注)	2.0%軽減
注)車両総重量12t超のものについては、平成21年10月1日以降は1.0%軽減 ポスト新長期規制適合車：平成21年又は平成22年排出ガス規制に適合した自動車 重量車燃費基準達成車：平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5t超の重量車	
クリーンディーゼル乗用車(注)	0.5%軽減

注)平成21年9月30日以前は1.0%軽減  
クリーンディーゼル乗用車：平成21年排出ガス規制に適合した車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車

## 一定の排ガス性能を有する低燃費車(中古車)の取得に係る課税標準の特例措置【延長】(自動車取得税)

一定の排ガス性能を有する低燃費車(中古車)を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

### 【現行措置】

車かつ燃費基準 + 25%達成車	30万円控除
車かつ燃費基準 + 20%達成車	15万円控除
車かつ燃費基準 + 15%達成車	

：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車  
燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりもx%以上燃費性能を向上させた自動車

## 自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加【拡充】(自動車重量税、自動車取得税、自動車税)

環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税・自動車税を軽減する特例措置の対象に、環境性能を満たす中量車の一部(車両総重量2.5t超3.5t以下)を追加する。

## (4) 環境ファンドへの投資優遇制度【新規】(所得税、個人住民税)

地域コミュニティにおいて、個人資金等を集めて、再生可能エネルギー等の環境保全事業に投融資するエコ・コミュニティファンド等へ投資を行った場合に減税措置を講ずる。

## 2 廃棄物・リサイクル対策の推進

### (1) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度【延長】(所得税、法人税)

PCB汚染物等処理用設備に係る特別償却制度(初年度14/100)について、適用期限を1年延長、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却制度(初年度14/100)について、適用期限を2年延長する。

### (2) 再商品化設備等に係る特別償却制度【延長・拡充】(所得税、法人税)

ア 食品循環資源再生利用設備(食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備)、食品関連事業者が設置する生ごみ処理機・保冷設備及び建設混合廃棄物選別設備に係る特別償却制度(初年度14/100)について、適用期限を2年延長する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

イ 熱回収設備(廃棄物熱利用設備又は廃棄物発電設備)を伴う廃棄物処理用設備に係る特別償却制度(初年度16/100)を講ずる。

### (3) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置【延長】(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長する。

### (4) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。

	現行特例率
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	1 / 2
産業廃棄物処理施設	1 / 3
廃PCB廃棄物等処理施設	1 / 3
産業廃棄物焼却溶融施設	1 / 3
廃油・廃プラスチック類処理施設	2 / 3
産業廃棄物焼却施設	2 / 3
廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設	1 / 6

**( 5 ) 廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置【延長・拡充】  
(固定資産税)**

ア 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。

	現行特例率
建設廃棄物再生処理装置	3 / 4
空びん洗浄処理装置	3 / 4
自動車部品再利用製品製造設備	3 / 4
食品循環資源再生処理装置 ( )	2 / 3

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

イ 熱回収設備（廃棄物熱利用設備又は廃棄物発電設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずること。

（措置の内容）

廃棄物処理施設に伴う熱回収設備（廃棄物熱利用設備又は廃棄物発電設備）については、償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を1/6とする。）

**( 6 ) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置【延長】(事業所税)**

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設等に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置について、適用期限を2年延長する。

**( 7 ) 単独処理浄化槽等転換促進税制【新規】(所得税、固定資産税、個人住民税)**

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を行った場合について、税制上の特例措置を講ずる。

### 3 環境汚染の防止

#### (1) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置【延長・拡充】 (固定資産税)

公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

	現行特例率
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	3 / 4
地下水浄化施設	1 / 2
土壌浄化設備等 特例措置の対象となる区域を土壌汚染対策法改正に伴い新設された要措置区域内に限定するとともに、対象となる償却資産に汚染の封じ込め等のための構築物を追加。	1 / 3
窒素酸化物燃焼改善設備	3 / 4
ばい煙処理施設	1 / 6
揮発性有機化合物排出抑制設備	1 / 6
指定物質排出抑制施設	1 / 3
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 2
優良更新施設（揮発性有機化合物排出抑制設備）	2 / 3
優良更新施設（汚水処理用施設）	2 / 3
優良更新施設（ダイオキシン類排出削減施設）	2 / 3

#### (2) 土壌汚染の除去等の措置が講じられている要措置区域内の土地への特例措置【延長】（特別土地保有税）

土壌汚染対策法の改正に伴い、現行の特定有害物質による汚染を除去するための施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を改め、汚染の除去等の措置を講じている要措置区域内の土地に限定した非課税措置に重点化する。

## 4 自然環境の保全・環境保全活動の促進

### (1) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置【新規】(相続税、固定資産税、都市計画税)

環境教育・環境保全活動の拠点として、一定規模以上の土地・建物について地方公共団体又は国から認定を受けた場合等について、当該土地・建物に係る相続税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講ずる。

### (2) 民間団体等による自然環境保全活動に係る税制上の特例措置【新規】(所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税)

民間団体等が作成した土地の取得・管理などの自然環境保全活動に関する計画が公的な認定を受けた場合に、当該土地等について、所得税、法人税及び相続税並びに個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講ずる。

### (3) 自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置【拡充】(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、特別土地保有税)

自然公園法及び自然環境保全法改正により特別地域等における規制対象行為が追加されることに伴う所要の措置を講ずる。

### (4) 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置【新規】(所得税、法人税、相続税)

国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地について保全を一層促進するため、物納の要件緩和を行う等、所要の税制上の特例措置を講ずる。

## 5 森林関連税制

### (1) 林業経営の継続を確保するための相続等に係る税制上の特例措置【新規】(相続税、贈与税)

林業経営改善計画の認定を受けることにより、林業経営の継続に係る一定の要件を満たす被相続人たる林業経営者から、相続等により、森林施業計画の対象となっている山林を取得した相続人が、引き続き森林施業計画の認定及び林業経営改善計画の認定を受け、林業経営を継続する場合について、当該山林に係る相続税等の納税を猶予する。

### (2) 林業経営の基盤強化のための税制上の特例措置【新規】(所得税)

林業経営の基盤強化に係る一定の要件を満たす林業経営者で青色申告書を提出する個人が、認定後5年間の各年において、当該林業経営者が有する機械及び装置並びに設備等の償却費として山林所得又は事業所得(山林の伐採・譲渡に係るもの)の金額の計算上必要経費に算入する金額について、当該機械及び装置並びに設備等の償却費の額とその30%に相当する金額(割増償却)との合計額とする措置を講ずる。

## 6 研究開発の促進

### (1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除(R&D税制)【延長・拡充】(所得税、法人税)

試験研究費の増加額に係る税額控除または売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。また、中小企業への委託研究等に係る費用について、別枠で一定の控除を可能とする措置を拡充する。

### (2) 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設【新規】(所得税、法人税、法人住民税、法人事業税)

試験研究等を目的とする独立行政法人を、全額損金算入が認められる指定寄附の対象とする措置を創設する。